県費負担教職員の非常勤講師の任用等に関する要綱

最終改正 令和2年3月31日教第555号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村が設置する小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程(以下「小学校等」という。)に宮城県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)が配置する市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する講師(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第17条第2項に規定する非常勤の講師に限る。以下「非常勤講師」という。)の任免、その他の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において非常勤講師とは、次のいずれかに掲げる職員をいう。
 - (1) 中学校,義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程における免許外教科 担任を解消するために任用する職員
 - (2) 小学校等において、教育上の諸課題に対応するため臨時又は緊急に任用する職員 (内申手続)
- 第3条 市町村教育委員会が、非常勤講師の任免に関し、県教育委員会に内申しようとするときは、次に掲げる書類を当該教育委員会が所在する市町村を所管区域としている教育事務所長(以下単に「教育事務所長」という。)に提出しなければならない。
 - (1) 任用の場合
 - ① パートタイム会計年度任用職員任免内申書(様式第1号)
 - ② 履歴書
 - ③ 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)による免許状の写し又は授与証明書
 - ④ 健康診断書
 - (2) 退職の場合
 - ① パートタイム会計年度任用職員任免内申書(様式第1号)
 - ② 退職願(様式第2号)
 - (3) 免職の場合
 - ① パートタイム会計年度任用職員任免内申書(様式第1号)
 - ② 詳細な事由書

(任免の決定)

第4条 教育事務所長は、前条の規定によるパートタイム会計年度任用職員任免内申書等を受理したときは、審査の上、様式第3号の非常勤講師任免決定通知書により当該市町村教育委員会に通知するものとする。

(発令等)

- 第5条 非常勤講師の任免については、任用は様式第4号、退職は様式第5号、免職は様式第6号による各辞令を交付して行うものとする。
- 2 教育事務所長は、様式第4号の辞令を交付したときは、市町村教育委員会から提出された内申関係の書類の写しを添えて、速やかに様式第7号の非常勤講師任用報告書により県教育委員会に報告するものとする。

3 第1項の規定により非常勤講師を任用したときは、市町村教育委員会は、任用する非 常勤講師から服務宣誓書を提出させるものとする。

(非常勤講師の資格)

- 第6条 非常勤講師は、次のいずれにも該当する者で、かつ、地方公務員法(昭和25年 法律第261号)第16条の各号に該当しない者でなければならない。
 - (1) 教育職員免許法に基づく各相当学校の教員の相当免許状を有する者
 - (2) 教育職員としての識見を有する者
 - (3) 心身ともに健康な者

(身分)

- 第7条 非常勤講師は、配置先の市町村の職員の身分を有することとなるものとする。 (報酬)
- 第8条 非常勤講師の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、別に定める。 (勤務時間)
- 第9条 非常勤講師の勤務時間は、1週間につき正規職員の勤務時間の4分の3以内とし、かつ、1日の勤務時間は7時間45分以内とする。
- 2 非常勤講師の勤務日における休憩時間の取扱いについては、配置先の学校における割振りによるものとする。

(服務)

- 第10条 非常勤講師の服務については、市町村教育委員会が監督するものとする。
- 2 服務に関する取扱いについては、初任者研修に係る非常勤講師の例によるものとする。 (労働者災害)
- 第11条 非常勤講師の公務上の災害又は通勤による災害の補償に関しては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受けるものとする。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し、必要な事項は教職員課長が別に定めることができるものとする。

附 則(平成13年5月1日教第57号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成13年度に、市町村教育委員会に派遣する非常勤職員の任用等に関する要綱の一部を改正する要綱(平成13年4月2日付け教第24号教育長通知)の附則の経過措置により任用された免許外教科担任解消に係る非常勤講師については、本要綱第3条から第5条の規定に基づき任用されたものとみなす。

附 則(平成17年3月31日教第762号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月20日教第147号)

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。附 則(平成20年3月28日教第491号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日教第2号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日教第655号)

- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成28年3月2日教第421号)
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成30年3月29日教第558号)
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
 - 附 則(令和2年3月31日教第555号)
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。